

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
平成31年2月27日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800129号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1800020号

## 第1 結論

請求期間①、②及び③については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成11年7月から同年12月まで  
② 平成12年10月から平成13年3月まで  
③ 平成14年4月から同年6月まで

請求期間①について、勤務していた会社を退職後の平成11年10月頃にA町役場に相談し、保険料の免除申請を行ったはずである。請求期間②について、納付書が送付された請求期間②の直前は納付し、直後は保険料の免除申請を行っており、請求期間②についても納付書が送付されていれば保険料の免除申請を行っていたはずである。請求期間③について、自分で免除申請はしていないが、A町役場が免除申請を行ってくれていると思っていたので保険料は免除されていたはずである。

請求期間①、②及び③について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者に係る保険料の免除申請について、A町役場は、関係資料は保管していないため確認できない旨回答している上、請求者の厚生年金保険に係る年金記録訂正請求(東北(厚)第1800013号、平成30年7月19日決定)の調査において、日本年金機構B年金事務所は、請求者に係る平成10年から平成15年までの国民年金保険料免除申請書について、書類廃棄済みである旨回答していることから、請求者が請求期間①、②及び③に係る保険料の免除申請を行ったことが確認できない。

また、A町役場は、請求者の請求期間①、②及び③に係る住民税課税資料は保存期限経過により無い旨陳述していることから、請求者が請求期間①、②及び③当時

に保険料の免除基準に該当していたことが確認できない。

さらに、請求者は、請求期間①、②及び③当時に生活保護は受けていないこと、国立療養所等の施設に入所したことは無い旨陳述している上、オンライン記録によると、障害を支給事由とする年金給付等の受給権者であったことが確認できないことから、請求者が請求期間①、②及び③当時に保険料の法定免除に該当していなかったと考えられる。

請求期間①、②及び③当時の保険料の申請免除について、国民年金法第 90 条第 1 項において、同項各号に該当する被保険者から申請があったときは、社会保険庁長官（当時）は、申請のあった日の属する月の前月からその指定する月までの期間に係る保険料につき、これを納付しないものとする事ができると規定されていた。

請求期間①について、保険料の免除申請が平成 11 年 7 月から承認されるためには同年 8 月末日までに保険料の免除申請を行わなければならない。オンライン記録によると、請求者の請求期間①に係る国民年金被保険者資格取得処理は、平成 12 年 1 月 4 日に行われているが、請求期間①直後の申請免除期間は、同年 1 月から同年 3 月までであり、保険料の免除申請は同年 2 月 28 日に行われていることから、同日に請求期間①を含む期間の保険料の免除申請を行ったとしても請求期間①は保険料免除の対象期間とはならない。また、請求者の主張どおりに平成 11 年 10 月に保険料の免除申請が行われていた場合でも請求期間①のうち同年 7 月及び同年 8 月は保険料免除の対象期間とはならない。

請求期間②について、保険料の免除申請が平成 12 年 10 月から承認されるためには同年 11 月末日までに保険料の免除申請を行わなければならないが、オンライン記録によると、請求期間②に係る保険料の免除申請を行った記録は確認できない。

請求期間③について、平成 14 年 3 月 12 日付け社会保険庁告示第 8 号により、前述の社会保険庁長官が指定する月は、申請のあった日の属する年の 6 月までの間において必要と認める月（申請のあった日の属する月が 7 月から 12 月までの月である場合は翌年の 6 月）とされており、請求期間③について、保険料の免除申請が同年 4 月から承認されるためには同年 5 月末日までに保険料の免除申請を行わなければならないが、オンライン記録によると、同日までに保険料の免除申請を行ったことは確認できない上、請求期間③直後の申請免除期間は、当初同年 7 月から平成 15 年 6 月までであり、保険料の免除申請は平成 14 年 8 月 30 日に行われていることから、同日に請求期間③を含む期間の保険料の免除申請を行ったとしても請求期間③は保険料免除の対象期間とはならない。

なお、請求期間③直前の平成 13 年度の保険料の免除申請に係る社会保険庁長官が指定する月については、平成 12 年 3 月 31 日付け社会保険庁告示第 16 号により、申請のあった日の属する年度の末日までの間において必要と認められる月とされており、オンライン記録によると、請求期間③直前の申請免除期間は平成 13 年 4

月から平成 14 年 3 月までであり、保険料の免除申請は平成 13 年 5 月 28 日に行われていることが確認できる。

また、請求者の厚生年金保険の訂正請求（東北（厚）1800013 号、平成 30 年 7 月 19 日一部訂正決定）において、平成 14 年 10 月 17 日から平成 15 年 4 月 25 日までの期間について、厚生年金保険法第 75 条本文該当による記録訂正が認められたことから、当該期間が平成 30 年 8 月 6 日に申請免除期間から厚生年金保険被保険者期間に記録訂正された。

このほか、請求者が請求期間①、②及び③の保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、請求期間①、②及び③の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800133号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1800025号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和11年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和34年4月5日から昭和36年12月1日まで

国の記録によると、A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。請求期間中も継続して同社に勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、B社の回答及び複数の元同僚からの回答によると、勤務期間及び雇用形態は不明であるが、請求者が昭和34年度、昭和35年度及び昭和36年度の冬期間についてはA社に勤務していたことがうかがえるところ、継続して同社に勤務していたことを確認することができない。

また、B社は、請求者の請求期間における勤務について、冬期間勤務していたと思われるが勤務期間は特定できず、厚生年金保険料(以下「保険料」という。)の控除について確認できる資料を保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間も継続してA社に勤務した証拠としてC商工会議所から発行された表彰状(昭和44年11月22日付け)を提出しているところ、当該表彰状についてB社は、当時の推薦基準等は不明である旨回答しており、請求者が請求期間に厚生年金保険被保険者としてA社に10年余り勤務したことの確認ができない。

加えて、請求者は、以前総務省年金記録確認D地方第三者委員会に申立を行って

いるが、同省から提供を受けた同委員会審議資料である「入社希望選考表」、「個人別人事記録パック」及び「離職証明者リスト一覧」によると、請求者の入社日は昭和36年12月1日と記載されているところ、請求者に係る雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における被保険者資格の取得年月日は昭和36年12月1日と記載されていること、今回新たにB社から提出された「人事台帳」によると、雇用保険被保険者資格の取得年月日は昭和36年12月1日と記載されていることから、入社日と雇用保険被保険者資格の取得年月日は一致していることが確認できる上、上記「人事台帳」によると、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和37年11月10日と記載されているものの、同社は、請求者が昭和36年12月1日に正式入社したと理解している旨回答している。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求者の1回目の同社における資格取得年月日は昭和34年1月5日、資格喪失年月日は昭和34年4月5日と記載されていることが確認でき、オンライン記録と一致している上、同名簿及び同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者の1回目の被保険者記録（昭和36年1月5日から同年4月5日まで）の健康保険の番号であるNo. 36から2回目の被保険者記録（年金記録確認D地方第三者委員会によるあっせん前の記録）の同番号であるNo. 104までの番号に欠番は無い。

このほか、請求者の請求期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。